

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成23年9月12日
【会社名】	はるやま商事株式会社
【英訳名】	Haruyama Trading Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 治山 正史
【本店の所在の場所】	岡山市北区表町1丁目2番3号
【電話番号】	086(226)7101(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 村角 彰則
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区表町1丁目2番3号
【電話番号】	086(226)7101(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 村角 彰則
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第4回新株予約権) (発行価額の総額) 700,000円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 5,100,000円  (第5回新株予約権) (発行価額の総額) 0円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 128,216,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はない
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年8月11日に中国財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第4回新株予約権の「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、第5回新株予約権の「発行数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新規発行による手取金の額」及び「手取金の使途」が平成23年9月12日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）
  - (1) 募集の条件
  - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）
  - (1) 募集の条件
  - (2) 新株予約権の内容等
- 3 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	100個（注） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数（以下、「割当新株予約権数」という。）が減少することがある。
発行価額の総額	810,000円（注） （注）本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であり、平成23年9月12日に決定する予定。
発行価格	<p>新株予約権1個と引き換えに払い込む金額（以下、「払込金額」という。）は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。</p> <p>なお、第4回新株予約権は当社取締役及び監査役に対する新株予約権であり、当社取締役及び監査役が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺する。</p> $C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$ <p>ここで、</p> $d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{1}{2}\sigma^2\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$ $d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$ <p>(1) 1株当たりのオプション価格<sup>(C)</sup></p> <p>(2) 株価<sup>(S)</sup>：平成23年9月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）</p> <p>(3) 行使価格<sup>(X)</sup>：割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額</p> <p>(4) 予想残存期間<sup>(t)</sup>：6年</p> <p>(5) ボラティリティ<sup>(σ)</sup>：上記(4)に対応する期間の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出</p> <p>(6) 無リスクの利子率<sup>(r)</sup>：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率</p> <p>(7) 配当利回り<sup>(λ)</sup>：直近年度の配当総額÷上記(2)で定める株価</p> <p>(8) 標準正規分布の累積分布関数<sup>(N(•))</sup></p> <p>（注）平成23年9月12日に決定する予定。</p>
	<省略>

(訂正後)

発行数	100個（注） （注） 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数（以下、「割当新株予約権数」という。）が減少することがある。
発行価額の総額	700,000円
発行価格	7,000円
	<省略>

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、欄外（注）1.の定めにより、当社は付与株式数の調整を行うことがある。
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2 行使価額 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。 3 行使価額の調整 当社は、行使価額を調整することがある。この場合の調整事由及び調整式については欄外（注）2.に記載する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金4,230,000円（注） （注） 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	10,000株 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、欄外（注）1.の定めにより、当社は付与株式数の調整を行うことがある。
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2 行使価額 440円 3 行使価額の調整 当社は、行使価額を調整することがある。この場合の調整事由及び調整式については欄外（注）2.に記載する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金4,400,000円（注） （注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

## 2【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,977個（注） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数（以下、「割当新株予約権数」という。）が減少することがある。
	<省略>

（注）1. 本新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）は、平成23年8月11日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

## 2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとする。

## 3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社執行役員、従業員及び社外協力者に対して割り当てられる。

## 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりである。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	6名	120個
当社従業員	477名	2,757個
社外協力者	1名	100個
合計	484名	2,977個

&lt;省略&gt;

(訂正後)

発行数	2,914個
	<省略>

(注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成23年8月11日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

## 2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとする。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社執行役員、従業員及び社外協力者に対して割り当てられる。

## 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりである。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社執行役員	6名	120個
当社従業員	465名	2,694個
社外協力者	1名	100個
合計	472名	2,914個

&lt;省略&gt;

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	297,700株 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。 ただし、欄外(注)1.の定めにより、当社は付与株式数の調整を行うことがある。
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2 行使価額 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。 3 行使価額の調整 当社は、行使価額を調整することがある。この場合の調整事由及び調整式については欄外(注)2.に記載する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金125,927,100円(注) (注) 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	291,400株 各新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。 ただし、欄外（注）1.の定めにより、当社は付与株式数の調整を行うことがある。
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2 行使価額 440円 3 行使価額の調整 当社は、行使価額を調整することがある。この場合の調整事由及び調整式については欄外（注）2.に記載する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金128,216,000円（注） （注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

## 3【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）（注）1.	発行諸費用の概算額（円）（注）2.	差引手取概算額（円）
130,967,100円	1,950,000円	129,017,100円

（注）1. 払込金額の総額は、第4回から第5回に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基準として算出された見込額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。

## (2) 【手取金の使途】

今回募集する新株予約権は、対象者に対して当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプションとして発行するものであり、資金調達を目的としていない。

なお、新株予約権の払込金額の総額130,967,100円の内810,000円については、第4回新株予約権の割当対象である当社取締役及び監査役の報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺する形態をとることから、外部から新たに資金を調達するものではない。

また、新株予約権の行使の際の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。

したがって、差引手取概算額の具体的な使途については現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定する。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
133,316,000円	1,950,000円	131,366,000円

(注)1. 払込金額の総額は、第4回から第5回に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。

## (2) 【手取金の使途】

今回募集する新株予約権は、対象者に対して当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプションとして発行するものであり、資金調達を目的としていない。

なお、新株予約権の払込金額の総額133,316,000円の内700,000円については、第4回新株予約権の割当対象である当社取締役及び監査役の報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺する形態をとることから、外部から新たに資金を調達するものではない。

また、新株予約権の行使の際の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。

したがって、差引手取概算額の具体的な使途については現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定する。

<後略>